

大和市生涯学習センター条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第38号

大和市生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第8条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、スタジオ、美術・工芸室、調理実習室及びアリーナ（以下「会議室等」という。）並びに多目的ホールを利用するための登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者（個人にあつては、大和市生涯学習センタースタジオ（中）及びスタジオ（小）を利用しようとする者に限る。）は、必要に応じ活動内容が分かる書類等を添えて、生涯学習センター登録申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(登録の承認等)

第3条 指定管理者は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、登録を承認するときは生涯学習センター登録決定通知書により、承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により登録の承認を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があつたときは、速やかに生涯学習センター登録変更申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(登録の更新等)

第4条 登録の有効期間は、登録の日から起算して2年間とする。

2 登録者は、登録の更新を希望するときは、指定管理者が別に定める方法により、登録の更新を行わなければならない。

3 登録者が前項の規定による更新を行わなかったときは、その利用を停止するものとする。

(利用申請)

第5条 条例第10条の規定により会議室等及び多目的ホール（以下「室等」という。）の利用に

ついて承認を受けようとする者は、次に掲げる事項について、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信条例」という。）第3条の規定に基づく電子情報処理組織を使用した申請方法（以下「電子申請」という。）により、利用申請をしなければならない。

- (1) 団体の名称並びに代表者の氏名、住所及び連絡先（個人の場合は、氏名、住所及び連絡先）
- (2) 利用しようとする施設の名称及び室名
- (3) 利用しようとする日時、人数及び目的
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めた事項

2 利用申請を行うことができる期間は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体に限り、利用日の属する月の3月前の月の初日から同月の10日までの間に利用申請を行うことができる。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 公共的団体
- (3) 社会教育関係団体（組織的かつ継続的に活動している団体であって、市内に在住し、在学し、又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいい、前2号に掲げる団体並びに営利団体及び法人を除く。以下同じ。）
- (4) 市民等の団体（構成員の2分の1以上が市内に在住し、在学し、又は在勤する者で占める団体に限るものとし、前3号に掲げる団体及び営利団体を除く。ただし、法人にあつては、市内に所在地を有する者に限る。以下同じ。）

4 前3項の規定にかかわらず、多目的ホールの利用について、次に掲げる要件を満たす場合は、別表第2に定める期間に利用申請を行うことができる。この場合においては、多目的ホール早期予約催事利用申請書を指定管理者に提出するものとする。

- (1) 発表会、講演会、展示会その他指定管理者が認めたもの
- (2) 利用時間が連続して4時間以上であるもの

5 第3項の規定による利用申請は、1団体当たり8件を上限とする。

6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、第2項及び第3項に規定する始期よりも前に利用申請を行うことができるものとする。

（利用承認等）

第6条 指定管理者は、前条第1項の規定による利用申請を受けたときは、その内容を審査し、利用を承認するときは情報通信条例第4条の規定に基づく電子情報処理組織を使用した通知方法

(以下「電子通知」という。)により、利用を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により、同項に規定する期間にされた利用申請についての承認は、利用日の3月前の月の11日に行い、その利用申請が重複した場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

(利用時間の区分等)

第7条 室等の利用時間の区分は、別表第3のとおりとする。ただし、指定管理者が生涯学習センターの運営上支障がないと認めた場合には、その区分を変更することができる。

2 前項の利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 図書室の供用時間は、指定管理者が別に定める。

(利用の取消し)

第8条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の取消しをしようとするときは、利用日の3日前までに電子申請により申請しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、電子通知その他の方法により利用者に通知するものとする。

(利用料金の適用)

第9条 条例第12条第1項の利用料金は、別表第4に定める会議室等並びに附属設備及び備品について適用するものとする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第12条第4項の規定による減免は、別表第5に掲げる利用内容の区分に応じ、同表に定める額について行う。ただし、市民交流ラウンジ及び個人用ロッカーの利用には適用しない。

(利用料金の還付)

第11条 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなった場合は、条例第12条第5項ただし書の規定により、利用料金の全部又は一部を還付するものとする。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、還付するときは生涯学習センター利用料金還付決定通知書により、還付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利用の打合せ)

第12条 利用者は、生涯学習センターの利用について事前に指定管理者と利用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

(整理員の配置)

第13条 利用者は、生涯学習センターの利用に際し、生涯学習センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。

(利用者等の遵守事項)

第14条 利用者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 指定管理者が要求した場合は、利用者等であることが確認できる書類等を提示すること。
- (3) 承認された施設、設備等以外のものを利用しないこと。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙を掲げ、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (7) 許可なく物品を販売しないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 施設の管理上の掲示物による指示又は指定管理者の指示に従うこと。

(管理上の入室等)

第15条 利用者は、その利用の承認を受けた室等に、指定管理者が施設の管理上特に入室する必要があると認めたときは、これを拒むことができない。

(利用者の点検及び報告)

第16条 利用者は、施設、設備等の利用を終了したときは、直ちに点検を行い、指定管理者にその結果を報告しなければならない。

(様式)

第17条 この規則で使用する様式は、別表第6のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

国、地方公共団体、公共的団体、社会教育関係団体及び市民等の団体		左記以外	
始期	終期	始期	終期
<p>利用日の属する月の3月前の月の12日か ら。ただし、その日 が休館日に当たると きは、その翌日とす る。</p>	<p>利用の前まで。ただし、 利用日の午後5時(大 和生涯学習センター 及び大和市北部文化・ スポーツ・子育てセン ターにおいては、午後 9時15分。以下この 表において同じ。)まで とする。</p>	<p>利用日の属する月の2 月(本市に居住し、通 勤し、又は通学する個 人以外の個人がスタジ オ(中)及びスタジオ (小)を利用しようと する場合は、1月)前 の月の初日から</p>	<p>利用の前まで。ただし、 利用日の午後5時まで とする。</p>

別表第2（第5条関係）

国、地方公共団体、公共的団体、社会教育関係団体及び市民等の団体		左記以外	
始期	終期	始期	終期
利用日の属する月の5月前の月の初日から。ただし、その日が休館日に当たるときは、その翌日とする。	利用日の属する月の4月前の月の末日まで。ただし、その日が休館日に当たるときは、その前日とする。	利用日の属する月の4月前の月の初日から。ただし、その日が休館日に当たるときは、その翌日とする。	利用日の属する月の4月前の月の末日まで。ただし、その日が休館日に当たるときは、その前日とする。

別表第3（第7条関係）

1 室等（アリーナの個人利用を除く。）

	利用時間の区分
1	午前9時から午前11時まで
2	午前11時から午後1時まで
3	午後1時30分から午後3時30分まで
4	午後3時30分から午後5時30分まで
5	午後5時30分から午後7時30分まで
6	午後7時30分から午後9時30分まで

2 アリーナの個人利用

	利用時間の区分
1	午前9時から正午まで
2	正午から午後3時まで
3	午後3時から午後6時まで
4	午後6時から午後9時まで

別表第4（第9条関係）

1 大和市生涯学習センターの会議室等

区分	室名
講習室	講習室（601）
大会議室	会議室（602及び610）
中会議室	会議室（603）
小会議室	会議室（604、605、606、607及び609）
スタジオ（大）	スタジオ大（301）
スタジオ（中）	スタジオ中（302）
スタジオ（小）	スタジオ小（303）
和室	和室（608）
美術・工芸室	文化創造室・会議室（612）
調理実習室	調理実習室・会議室（611）

2 大和市生涯学習センターの附属設備及び備品

区分	単位	設備及び備品の名称
団体用倉庫等	1区画	団体用倉庫又は団体用ロッカー
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等

3 大和市つきみ野学習センターの会議室等

区分	室名
会議室	会議室（201、202及び303）
講習室	講習室（304）
集会室	集会室（203）
和室	和室（301及び302）

4 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの会議室等

区分	室名
会議室	会議室（1、2、3、4及び5）
多目的室	会議室（6、7及び8）
アリーナ	アリーナ（全面、1／2及び個人利用）

5 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの附属設備及び備品

区分	単位	設備及び備品の名称
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等

6 大和市桜丘学習センターの会議室等

区分	室名
会議室	会議室（104）
講習室	講習室（103及び202）
集会室	集会室（301）
和室	和室（102）

7 大和市渋谷学習センターの会議室等

区分	室名
スタジオ	スタジオ（302及び303）
講習室	講習室（304、305、309及び310）
和室	和室（306）
会議室	会議室（307及び308）

別表第5（第10条関係）

	利用内容	減免する額
1	社会教育関係団体はその活動目的のために利用するとき	2分の1の額
2	本市又は指定管理者が主催し、又は共催する事業等に利用するとき	全額
3	国又は地方公共団体が主催する事業等に利用するとき	2分の1の額
4	公共的団体が主催する事業等に利用するとき	2分の1の額
5	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が主催する事業等に利用するとき	2分の1の額
6	「やまと生涯学習ねっとわあく利用者」が利用するとき	2分の1の額
7	多目的ホール舞台のみを練習のために利用するとき	2分の1の額
8	その他指定管理者が特に必要があると認めたとき	指定管理者が定める割合の額

別表第6（第17条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生涯学習センター登録申請書	第2条
第2号様式	生涯学習センター登録決定通知書	第3条
第3号様式	生涯学習センター登録変更申請書	第3条
第4号様式	多目的ホール早期予約催事利用申請書	第5条
第5号様式	生涯学習センター利用料金還付申請書	第11条
第6号様式	生涯学習センター利用料金還付決定通知書	第11条